



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*64 和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課) 1

○ 告示

- 827 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) 4
- 828 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課) 5
- 829 大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要 (") 6
- 830 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課) 6
- 831 さんご漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度及び許可又は起業の認可の申請をすべき期間 (資源管理課) 7
- 832 道路の区域変更 (道路保全課) 7
- 833 道路の供用開始 (") 7
- 834 道路の区域変更 (") 8
- 835 道路の供用開始 (") 8
- 836 道路の位置の指定 (都市政策課) 8
- 837 IC運転免許証関係機器等賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部) 9

○ 公告

- 都市計画の案の縦覧 (都市政策課) 11
- 入札公告 (警察本部) 11

○ 監査公表

監査公表第15号 14

規 則

和歌山県規則第64号

和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県立自然公園条例施行規則(昭和35年和歌山県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別地域内における許可又は届出を要しない行為) 第23条 条例第20条第8項第3号に規定する知事が定める行為は、次の各号に掲げるものとする ①・② 略 ③ 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯籠、墓碑等を新築し、改築し、又は増築するこ	(特別地域内における許可又は届出を要しない行為) 第23条 条例第20条第8項第3号に規定する知事が定める行為は、次の各号に掲げるものとする ①・② 略 ③ 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯籠、墓碑等を新築し、改築し、又は増築するこ

- と。
- (4)～(11)の4 略
- (11)の5 境界標(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。)を設置すること。
- (11)の6 略
- (11)の7 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)すること。
- (11)の8 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。)で貼り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る。)
- (11)の9 電柱に附帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。
- (11)の10 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。
- (11)の11 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条において「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置すること。
- (11)の12 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが3メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。
- (11)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第2条第1項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除の目的で、カメラを設置すること。
- (12)～(17) 略
- (17)の2 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。
- (17)の3 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。
- (17)の4～(17)の13 略
- (17)の14 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。
- (17)の15 略
- (17)の16 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- (17)の17～(17)の19 略
- (18)～(27)の2 略
- (27)の3 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- (27)の4 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- (27)の5 略
- (27)の6 耕作の事業に伴う物を集積し、又は貯

- と。
- (4)～(11)の4 略
- (11)の5 略
- (12)～(17) 略
- (17)の2～(17)の11 略
- (17)の12 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
- (17)の13 略
- (17)の14 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- (17)の15～(17)の17 略
- (18)～(27)の2 略
- (27)の3 略
- (27)の4 耕作の事業に伴い通常発生する物を集

蔵することで明らかに風致の維持に支障のないものをする。

(27)の7～(27)の15 略

(27)の16 認定保護増殖事業等の実施のために条例第20条第3項第10号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

(27)の17～(27)の22 略

(27)の23 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(27)の24～(27)の26 略

(27)の27 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(27)の28 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(27)の29～(27)の31 略

(27)の32 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

(27)の33 略

(28)・(29) 略

(29)の2 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であって、次に掲げるもの。

ア 略

イ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

(29)の3 略

(29)の4 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下「園内移動用施設である索道等」という。)及び都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)

(29)の5～(33) 略

(34) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団

積し、又は貯蔵すること。

(27)の5～(27)の13 略

(27)の14～(27)の19 略

(27)の20～(27)の22 略

(27)の23～(27)の25 略

(27)の26 略

(28)・(29) 略

(29)の2 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であって、次に掲げるもの。

ア 略

イ 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

(29)の3 略

(29)の4 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第4条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下「園内移動用施設である索道等」という。)及び都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)

(29)の5～(33) 略

体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風致の維持のために行われる措置の内容
ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する15日前までにその概要を知事に通知する旨

(35) 略

(普通地域内における届出を要しない行為)
第26条 条例第22条第7項第3号に規定する知事が定める行為は、次の各号に掲げるものとする

(1) 第23条第1号から第11号の13まで、第20号から第27号の4まで、第29号の4又は第29号の5に掲げる行為

(2)～(15) 略

(16) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風景の維持のために行われる措置の内容
ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する15日前までにその概要を知事に通知する旨

(17) 略

(34) 略

(普通地域内における届出を要しない行為)
第26条 条例第22条第7項第3号に規定する知事が定める行為は、次の各号に掲げるものとする

(1) 第23条第1号から第11号の5まで、第20号から第27号の2まで、第29号の4又は第29号の5に掲げる行為

(2)～(15) 略

(16) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第827号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成30年8月6日まで縦覧に供する。

平成30年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成30年7月5日

2 名称

特定非営利活動法人あいらんど

3 代表者の氏名

上田三恵

4 主たる事務所の所在地

和歌山県東牟婁郡串本町二色371番地の3

5 定款に記載された目的

この法人は、様々な援助を必要とする人々に対して、福祉や生活に関する事業を行い、もって全ての人がいつまでも自分らしく誇りと尊厳をもちながら安心して暮らしていくことのできる地域社会の創設に努め、福祉の向上及び社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第828号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス神前店

和歌山県和歌山市神前字舟田124番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年3月4日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,657㎡

6 駐車場の収容台数

57台

7 駐輪場の収容台数

23台

8 荷さばき施設の面積

40㎡

9 廃棄物等の保管施設の容量

9.0㎡

10 開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時50分

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2か所（敷地西側2か所）
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成30年7月3日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成30年7月20日から同年11月20日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第829号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）松源岩出中迫店
和歌山県岩出市中迫字中ノ池560番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成30年和歌山県告示第210号
- 3 意見の概要
 - (1) 周辺住民の生活環境全般に悪影響が生じないように努めるとともに、万一地域住民から苦情等が発生した場合には、設置者において誠意をもってその解決に当たること。
 - (2) 当該店舗から出るごみの適正な処理及び減量に努めること。
 - (3) 造成工事に際しては、土砂等による道路の汚損が生じないように、注意すること。
 - (4) 工事の施工に際しては、通学等に支障がないよう、配慮すること。
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
岩出市事業部産業振興課（岩出市西野202番地の3）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成30年7月20日から同年8月20日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第830号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成30年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州日高漁業協同組合の地区	日高郡みなべ町堺に住所又は根拠地を有する者が合計総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う中型まき網漁業	堺まき網

和歌山県告示第831号

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第25条第1項の規定により、さんご漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を1（うち、さんご潜水艇又はさんご網を用いるもの1。その他の方法によるもの0。）と定め、同規則第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間を平成30年7月25日から同年8月7日までと定めたので、同規則第25条第4項及び第8条第3項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第832号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
日高郡日高川町大字山野字平2185番1地先から同町大字山野字長川原2189番1地先まで	旧	4.16 } 7.00	340.00	
日高郡日高川町大字山野字平2168番地先から同町大字山野字長川原3203番6地先まで	旧	8.20 } 31.10	346.10	本線橋 L=10.70 三津ノ川大橋 L=11.50
同上	新	8.20 } 31.10	346.10	本線橋 L=10.70 三津ノ川大橋 L=11.50

和歌山県告示第833号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字山野字平2168番地先から同町大字山野字長川原3203番6地先まで

供用開始の期日 平成30年7月20日

和歌山県告示第834号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 新田広芝岩出停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市南大池字村前71番6地先から同市水栖字大池536番1地先まで	旧	3.65 ） 7.24	222.00	
同上	新	8.17 ） 11.86	222.00	

和歌山県告示第835号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 新田広芝岩出停車場線

供用開始の区間 岩出市南大池字村前71番6地先から同市水栖字大池512番3地先まで

供用開始の期日 平成30年7月20日

和歌山県告示第836号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3425	西牟婁郡上富田町朝来字沖之芝754番1の一部、754番5の一部、754番6の一部	西牟婁郡上富田町朝来8番地の35 新藤輝子	平成 30.7.9	4.00	51.47

和歌山県告示第837号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、IC運転免許証関係機器等賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成30年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

IC運転免許証関係機器等賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

IC運転免許証関係機器等賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成30年7月20日（金）において、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去6年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種同等規模以上とは、次に掲げる要件を満たしているものとする。

ア 24時間365日運用によるサーバ機器について、メンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

イ 5台以上のクライアントを現地保守（修理を含む。）するメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

- (6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。

ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

サ 申請者のシステム貸借借業務に関する業務実績証明書（過去6年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

シ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

（ア）障害発生時の連絡体制図を添付していること。

（イ）営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからオまで並びにキ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ、カ、ク、ケ、サ及びシに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成30年7月20日（金）から同年8月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に定める場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、4に定める入札説明会において行うほか、平成30年7月20日（金）から同年8月7日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

(2) 日時

平成30年7月25日（水）午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、平成30年7月20日（金）から同年8月10日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成30年8月10日（金）午後4時までに6に掲げる場所に必着させなければならない。

6 資格審査申請書類の配布場所

運転免許課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-1212

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成30年8月17日（金）までに通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成30年8月27日（月）午後4時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、平成30年8月31日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成30年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

海南都市計画臨港地区

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県海南市冷水字東焼尾22番地1から同市冷水字白紙21番地1を経て同市藤白字西ノ谷246番地3に至る間の地先

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

海南市まちづくり部都市整備課

4 縦覧期間

平成30年7月23日から同年8月6日まで

入 札 公 告

IC運転免許証関係機器等賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成30年度から平成36年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

IC運転免許証関係機器等賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

平成31年1月1日から平成36年12月31日までの間

- (4) 調達役務の仕様等
IC運転免許証関係機器等賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 納入場所
仕様書による。
- (6) 入札金額
総額で入札することとする。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成30年和歌山県告示第837号に規定するIC運転免許証関係機器等賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）
和歌山市西1番地
郵便番号 640-8524
電話番号 073-473-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-473-1212
- (2) 期間
平成30年7月20日（金）から同年8月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで
- 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等
- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
- ア 場所
3の（1）に同じ。
- イ 期間
3の（2）に同じ。
- (2) （1）により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成30年7月20日（金）から同年8月7日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に運転免許課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室8
- (2) 日時
平成30年7月25日（水）午前10時
- 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所
5の（1）に同じ。
- イ 入札日時
平成30年9月7日（金）午前10時
- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たり、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成30年9月6日（木）午後4時までに運転免許課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積る入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者の入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、運転免許課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者を行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease and maintenance of Driver's IC License Related System, 1 set

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Friday 7 September 2018 (Deadline for bids submitted by mail : 4:00 p.m. Thursday 6 September 2018)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL:073-423-0110

FAX:073-423-0120

監 査 公 表

和歌山県監査公表第15号

平成30年5月15日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成30年7月20日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 中 村 裕 一

和歌山県監査委員 中 本 浩 精

1 包括外部監査の特定事件

情報システムに関する事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

監査の結果（指摘・意見）	措置の内容
2 県の情報システム等の概要 2.4 情報システムセキュリティ管理について	

【意見】 (P10 意見①)

県の「情報セキュリティ管理者」や、「システム管理者及びシステム開発者」向けなどの実施手順書は、(総務省から公表され、多くの地方自治体が参照している)「地方公共団体における情報セキュリティに関するガイドライン」における情報セキュリティ対策基準の例示より厳格かつ詳細な安全管理対策を求める内容となっているが、最後の改正から5年以上が経っている。近年のICTを取り巻く外部環境の変化や法制度の改正等を踏まえ、実施手順書を必要に応じて見直されたい。

3 調査票による個別システムの概要調査

3.4 調査票に基づく調査の結果

① ID 管理について【結果】 (P19 指摘①)

調査票の回答結果によると、ID の付与は「個人ごと」以外に「PC ごと」「所属ごと」「ID の設定なし」の状況も見られた。事務の特性等によって共有 ID を使用せざるを得ない状況もあると思われる、県は共有 ID を利用する場合の対策を定めてはいるものの、その運用状況を踏まえると十分機能しているとは言えない。

また、調査票アンケートによると「不要 ID の棚卸実施」も徹底されておらず、異動等で不要になった ID について速やかに登録を抹消しているかの担保が得られない。その場合、当該不要 ID を第三者が入手した場合、情報漏えいするリスクが考えられる。

ID 管理については全庁的なルールは定められているがそれらは業務所管課において浸透・徹底されていない状況を踏まえ、情報漏えいリスクに万全を期すべきである。

② パスワード管理について【意見】 (P19 意見②)

「ユーザ認証」には、以下のようないくつかの方法があり、パスワードによるユーザ認証は一般的な認証方法として広く使用されているがその他にも IC カード認証や指紋認証といったさまざまな方法がある。また最近ではそれ 1 種類の方法のみによる認証ではなく、複数の方法を組み合わせた二要素認証等が普及してきており、県においても技術的対策として重要な情報資産を扱う全端末については二要素認証が既に導入されている。

- ・ ユーザのみが知っているもの (パスワード)
- ・ ユーザが所有するもの (鍵やカード)
- ・ ユーザの特徴を表すもの (指紋などのバイオメトリックス)

しかし、調査票アンケートによると、一般的な認証方法である「パスワード設定」さえないものも見られた。

情報へのアクセスを制御するため、適切なユーザ認証を用い、本人確認の徹底を検討される必要がある。

③ アクセス記録の保管について【結果】 (P20 指摘②)

県においては技術的対策として、外部からの不正アクセスについてはサイバー攻撃対策を講じている。

しかし、調査票の回答結果によると、半数近くのシステムでアクセス記録を保存していないとの

実施手順書について、必要に応じて見直していく。

情報セキュリティポリシーに基づき、共有ID利用時の適切な運用や不要IDの棚卸を実施するなど、適切なID管理を徹底する。

情報セキュリティポリシーに基づき、パスワード設定等の適切なユーザ認証の実施を徹底する。

情報セキュリティポリシーに基づき、特に重要な情報資産を扱うシステムに係るアクセス記録の保存を徹底する。

ことであつた。

アクセス記録が保存されていない場合、不正なアクセスがあつても長期間にわたり気づくことができず、被害が拡大するリスクがある。また、後日検証もできないため不正アクセスを助長することにもなりかねない。これら不正アクセスや情報漏えい等のリスクを軽減するためにもアクセス記録を保存する必要がある。

④ システム変更管理について【結果】(P20 指摘③)

調査票の回答結果によると、大半のシステムでは、プログラム変更のルールは無いとのことであつた。

情報システムの変更管理は非常に重要な活動である。例えば、職員からの電話 1 本で IT 事業者のシステム・エンジニア (SE) がシステムを変更しているような場合、その変更の記録は何も残らず、またその変更の影響によって障害が発生した場合、その原因追究は非常に困難なものになる恐れがある。

情報システムの運用保守においては、一定「情報システム調達ガイドライン」において定められているが、以下のようなポイントを踏まえ、より詳細な変更管理手順を整備・運用すべきである。

- ・ 変更管理手順が定められ、それに則り運用されていること
- ・ 変更管理手順において適切に職務分掌がなされていること
- ・ 変更が事前に計画され、その内容が承認されていること
- ・ 変更の内容がテストされており、その結果が承認されていること 等

4 個別の情報システムに関して発見された監査の結果及び意見

4.1 人事管理システム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】(P21 意見③)

県の公文書管理規程に基づいて各所管部署で作成される「公文書分類表」により、情報システムの仕様書や設計書などは5年で廃棄されている。当システムについても平成13年9月導入のため、開発時の文書は仕様書等も含め全て廃棄されていた。しかし、システム開発時の文書は今後のシステム改修・更新・運用保守時において有用な情報となるため、文書保存期間を過ぎたとしても保存しておくことが望ましい。

【意見】(P21 意見④)

当システムは毎年度、約 150 万円の保守契約を締結しているが、当該保守契約に係る見積書には一式として金額が記載されているのみであり、工数×単価に関する情報が記載されていなかった。当該見積書を根拠として予算や予定価格が検討されることから、積算根拠が明記された(工数×単価に関する情報が記載された)見積書を入手することが望ましい。

【意見】(P21 意見⑤)

前述の保守契約については人事課で工数見積もりを実施しており、予算内示書において単価と工数が記載されている。しかし一方で、業者から提出される完了報告書には実績工数の記載がなく、人事課の見積もり工数との予実分析が困難な状況

標準的な変更管理手順をガイドライン等に示し、運用する。

システム改修・更新・運用保守時に有用な文書については、必要に応じ保存していく。

次回契約時から、工数×単価等による積算根拠が明記された見積書を入手する。

次回報告時から、実績工数の報告を求める。

となっている。人事課が見積もった工数に対してどの程度実績工数がかかったのかを把握するために、業者に対して保守作業完了時に実績工数の報告を求め、予実分析により工数見積りの妥当性を検討し、次回の価格設定に活かしていくことが望ましい。

【意見】 (P22 意見⑥)

当システム用の USB メモリを利用する際はウイルスチェックをかけていないとのことであるが、ウイルス感染の脅威からデータを保護する観点から、USB メモリ使用時にはウイルスチェックを実施することが望ましい。

【意見】 (P22 意見⑦)

当システムのバックアップは月に 1 度実施されるが、バックアップデータは外付けハードディスクにて保管されている。当該ハードディスクは当システムをインストールした PC の側の施錠されていない棚に置かれている。また、ハードディスクへのアクセスにパスワードは設定されておらず、誰でも持ち出して、PC 端末につないで情報を出し入れできる状況にある。

当システムには職員の個人情報に関する重要性の高いデータが保存されていることから、特に、媒体の盗難や災害に伴うデータの滅失などの脅威への対処として、ハードディスク保管場所の施錠、ハードディスクへのパスワード設定、バックアップデータの副本化、必要に応じた保管場所の分散 (庁舎内・庁舎外) 等を検討し、バックアップデータについて厳重な管理を行うことが望ましい。

【結果】 (P22 指摘④)

当システムの利用にあたってはパスワードが設定されているが、パスワード更新に関する方針が設けられていない。また、パスワードの変更実績もない。

職員異動が定期的に行われる環境下において、パスワード変更が実施されていない現状では、継続して使用されているパスワードが複数の職員の間で共有されることになり、システム管理者の管理が及ばないところでの情報漏えい等のリスクが回避困難なため、パスワード更新に関する方針を定め、定期的なパスワード変更を実施すべきである。

【結果】 (P22 指摘⑤)

当システムは、ログによるアクセスチェックを行っていない。不正アクセスや情報漏えい等のリスクを伴う情報セキュリティ事故が発生した場合の原因追究等においてログの保存及び分析は非常に重要であるため、当システムにおいては、システム管理者がアクセスチェック等の分析を実施すべきである。

4.2 職員健康管理システム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】 (P23 意見⑧)

当システムについては、平成28年6月に新たな機能を追加する改修を行っている。当該改修を実施する際に、現行システムの改修と新システムを導入した場合の運用上や操作性の問題に関する比較やコスト比較を行っていたが、改修後の効果検証は行っていない。当該検証のみでは改修により新たに追加された機能が適切に機能している

USB メモリ使用時のウイルスチェックの実施を徹底する。

バックアップデータについて、副本化や保管場所の分散等を検討し、より厳重な管理を行う。

情報セキュリティポリシーに基づき、定期的にパスワードを変更する。

定期的にアクセスチェックを行う。

改修後の運用段階においても継続的に評価を行う。

かについての検証が不十分であるため、改修時のみでなく、その後の運用段階においても継続的な評価を行っていくことが望ましい。

【意見】 (P23 意見⑨)

当システムへの県職員の健康状態等の情報の入力は、入力及び閲覧権限を持つ職員（医師及び保健師等）に限定されているが、過重労働に関する一部の情報は手入力されおり、第 3 者による入力内容の確認が行われず、現状は入力の権限がある者によるセルフチェックの実施のみに留まっている。

当システムには県職員の健康状態等に関する重要な情報が登録されているため、入力情報の正確性を十分に担保する必要がある。よって、上席者によるダブルチェック体制を整備する等の対応を実施することが望まれる。

4.3 シンククライアントシステム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】 (P24 意見⑩)

当システム第 2 期においては A 社が元請で B 社が下請であったが、第 3 期の見積もりを両社からのみ入手しており、実質的には 1 社からの見積もり徴求と同じ状況となっていることから、上記 2 社以外からも見積書を入手することが望ましい。

また、A 社及び B 社から入手した見積書は、当システムの保守に関する予定工数が明確となっていない。また、賃借料と保守費用とが分かれていない。当該保守に係る作業工数を検証するために、賃借料と保守費用が区分された見積書を入手することが望ましい。

【意見】 (P25 意見⑪)

本システムにおける事後評価では、第 2 期の更新と第 3 期の更新の費用比較をもってコスト検証としているが、下記の和歌山県情報システム調達ガイドラインに規定されている費用対効果の検証を行うためには、シンククライアントとファットクライアント等多様なシステム形態との対比による検証についても実施することが望ましい。当システム第 1 期の導入当時とは ICT を取り巻く外部環境は変わっており、コスト面やセキュリティ面等について改めて検証を実施することが望ましい。

【意見】 (P25 意見⑫)

予算設定に利用した見積書について、構築と保守に区分されているだけで、内訳がなく、また積み上げの算定根拠も示されていない。見積書は予算や予定価格の検討に用いられることから、積算根拠が明記（工数×単価に関する情報が記載）されたものを入手し、実績報告との比較が可能ないようにしておくことが望ましい。

【意見】 (P26 意見⑬)

入札の実施に際して所管部署で算定された予定価格については、機器やソフトウェアごとの内訳になっているものの、作業項目ごとの内訳になっておらず、工数×単価による積み上げ計算のより価格を算定したものではない。情報政策課へのヒアリングによると、細かい作業ごとの積算資料（WBS）は作成したが保管はされていないとのこと。

コスト削減の観点から、予定価格は工数×単価による積み上げ計算により算定し、当該計算根拠資料についても適切に保管することが望ましい。

上席者によるダブルチェックを行う体制を整備する。

現行の契約業者以外からも見積書を入手することとする。また、賃借料と保守費用が区分され、保守に係る予定工数が明確な見積書を入手する。

多様なシステム形態との対比による検証を実施する。

次回契約時から、工数×単価等による積算根拠が明記された見積書を入手する。

工数×単価等による積み上げ計算により予定価格を算定するとともに、積算根拠資料については、必要に応じ保管していく。

【意見】 (P26 意見⑭)

当システムの保守に関する予定価格の算定については、購入機器ごとに行われており、仕様書に記載されている作業項目ごとに行ったものではなかった。前述の意見同様、コスト削減の観点から、保守に関する予定価格の算定についても作業項目ごとの工数×単価による積み上げ計算により算定することが望ましい。

【意見】 (P26 意見⑮)

当システムには重要性の高いデータが保存されていることから、バックアップデータについては厳重な管理が求められる。現状、和歌山県においては現時点でのリスクを考慮した対応を行っているが、技術的動向を踏まえて、今後より厳重な管理方法を調査・検討していくことが望ましい。

4.4 県立情報交流センター情報システム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】 (P29 意見⑯)

予算設定のために、必要なシステム構築及び保守に係る見積書を複数の事業者から入手しているが、見積書は構築と保守に区分された金額が提示されているだけで、内訳がなく、積み上げの算定根拠も示されていない。

また、契約により保守事業者の職員 1 名が情報交流センターに常駐することになっており、毎月の作業実施報告書を受けることになっているが、当該報告には保守事業者が実際に行った工数については明らかにされていない。

見積書は予算や予定価格の検討に用いられることから、積算根拠が明記(工数×単価に関する情報が記載)されたものを入手し、実績報告との比較が可能なようにしておくことが望ましい。

【意見】 (P30 意見⑰)

情報政策課の予算執行により、教育委員会事務局職員が利用する PC が調達されており、教育委員会事務局固有の情報システムの構築費用及び保守費用も情報政策課が負担している。

しかしながら、セキュリティポリシーの遵守に関しては、それぞれの所属長が責任を負うということから、情報政策課では教育委員会の情報セキュリティ対応に関して権限を有していない状況にある。

学びの丘で教育委員会事務局が使用している PC については、県の他の部局で使用している行政 PC と異なり、USB メモリを利用できるとのことであるが、他の部局の行政 PC は USB メモリの利用が原則としてできないように設定されている。そのため、教育委員会においても、情報セキュリティの観点から他の部局と同様のセキュリティ対応を行うべきである。

情報政策課所管の情報交流センターと教育委員会が所管する学びの丘が同一施設に入居していること、さらに情報機器の調達・運用に係るコストを情報セキュリティに精通した情報政策課が負担していることから、学びの丘の教育委員会事務局職員の利用する職員の情報セキュリティについて、情報政策課がモニタリングする等によりセキュリティ対応の強化及び透明性を図ることを検討されたい。

4.5 生活保護システム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

次回契約時から、保守に関する予定価格について、作業項目ごとの工数×単価等による積み上げ計算により算定する。

現在も可能な限り厳重な管理を行っているが、技術的動向を随時踏まえ、今後とも継続的により厳重な管理方法を調査・検討していく。

次回契約時から、工数×単価等による積算根拠が明記された見積書を入手する。

教育委員会の依頼に基づき、学びの丘で使用している PC についても、原則 USB メモリが利用できない設定にするなど、他の部局と同様のセキュリティ対応を行う。また、必要に応じて情報政策課がモニタリングできる仕組みを構築する。

【意見】（P31 意見⑱）

当システム導入に係る見積書を 1 社からしか入手しておらず、1 社入札となっている。また、当該見積書は工数別の内訳の記載がないものであった。コスト削減の観点から、1 社入札では健全な価格競争原理が働かないため、複数の業者から見積書を入手することが望ましい。

【意見】（P31 意見⑲）

当システムは 5 年間の保守契約を結んでいるが、当該保守契約に係る見積書に詳細な作業工数が記載されていない。保守コスト削減の観点から、業者から見積書を徴求する場合は工数及び単価に関する情報を記載することを求めることが望ましい。

【意見】（P31 意見⑳）

当システムには重要性の高いデータが保存されていることから、バックアップデータについては厳重な管理が求められる。そのため、バックアップデータについて保管場所の分散等のリスク対策を検討し、より厳重な管理を行うことが望ましい。

【意見】（P32 意見㉑）

当システムは特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を保有している。これら特定個人情報の取り扱いについては従来の個人情報より厳重な安全管理措置が求められている。しかし、当システムにおいては、（同様に特定個人情報を保有している）後述の「4.8 県税運営システム」のような特定個人情報保護評価は実施されていない。これは当システムが、対象人数の少なさ等の理由から特定個人情報保護評価の対象外に該当したためと推察される。

ただし、対象人数の多少にかかわらず、特定個人情報の取り扱いについては従来の個人情報より厳重な安全管理措置が求められていることに変わりなく、「4.8 県税運営システム」のような特定個人情報保護評価（全項目評価）を実施していない当システムの安全管理措置が徹底されないリスクは「4.8 県税運営システム」より高いと言える。県においては、特定個人情報の適正な取り扱いに関する点検や監査等を定期的実施する仕組みが導入されているとのことであったが、例えば、現状の委託契約は、従来の個人情報の取り扱いに関する特記事項（旧版）の締結に留まっており、県が平成 28 年 3 月に改正した特定個人情報の取り扱いに関する内容も含めた特記事項（新版）の締結は無かった。特定個人情報の取り扱いに関する点検が十分に行われていなかった。

【結果】（P32 指摘⑥）

当システムの事前協議において費用対効果の検証を実施していない。システム導入を検討する事前協議においては、システムに求める機能の分析等だけでなく、導入における費用対効果の検証も求められており、費用対効果の検証をすべきであった。

【結果】（P32 指摘⑦）

当システムにおけるシステムダウンが発生した事案の一部について、福祉保健総務課へのヒアリング及び作業確認書の閲覧により原因を確認したが、詳細な原因が不明なものが見られた。当システムのデータの重要性を鑑みると、システムダウ

次回契約時から、複数の業者から見積書を入手する。

次回契約時から、工数×単価等による積算根拠が明記された見積書を入手する。

バックアップデータの保管方法、保管場所の分散等について検討し、より厳重な管理を行う。

次回契約時から、個人情報取扱特記事項（新版）により契約を締結する。

次期システム導入時の事前協議において、情報システム調達ガイドラインに基づき、費用対効果の検証を実施する。

過去に発生したシステムダウンに関しては、十分な内容のログファイルが保存されておらず詳細な原因を分析することができなかった。これを受け、詳細な分析が可能となるようログファイルの内容を改善するとともに、システムダウン時には原因を詳細に分析するよう、作業

ンの原因を詳細に分析し、適切な再発防止策を検討すべきである。

4.6 身体障害者手帳等交付管理システム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】 (P33 意見㉒)

当システムの保守契約に係る見積書には一式として金額が記載されているのみであり、工数×単価に関する情報が記載されていなかった。当該見積書を根拠として予算や予定価格が検討されることから、積算根拠が明記された(工数×単価に関する情報が記載された)見積書を入手することが望ましい。

【意見】 (P33 意見㉓)

上記保守契約については、業者からの作業実績報告では 3 時間程度の保守工数しかかかかっていないにも関わらず、期中の保守コストとして 60 万円が支払われている。予実分析を実施し、今後の価格設定の妥当性確保につなげていく必要がある。

【意見】 (P33 意見㉔)

当システムについては、常時アクセス記録を取っており、不正アクセス等のエラーが発生した場合はログを解析して原因追求できるような態勢となっているが、アクセス記録の定期的な確認までは行っていない。

当システム内の情報には特定個人情報が含まれており、特定個人情報については、個人情報保護委員会が公表している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」においてアクセス状況の定期的な確認の実施が望まれている。

そのため、本システムにおいても定期的なアクセス記録の確認を実施することが望ましい。

【結果】 (P34 指摘㉘)

当システムについては、複数の職員で共通の ID 及びパスワードを使用しているが、パスワードの変更実績がない。職員異動が定期的に行われる環境下において、パスワード変更が実施されていない現状では、継続して使用されているパスワードが複数の職員の間で共有されることになり、システム管理者の管理が及ばないところでの情報漏えい等のリスクが回避困難なため、パスワード更新に関する方針を定め、定期的なパスワード変更を実施すべきである。

4.7 新地方公会計システム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】 (P35 意見㉕)

当システム導入の検討時において業者から入手した見積書では構築作業費が作業ごとに「一式 300 万円」「一式 400 万円」となっており、積算根拠の妥当性が検証できない状況であった。当該見積書を根拠として予算額や予定価格が検討されることから、積算根拠が明記された(工数×単価に関する情報が記載された)見積書を入手することが望ましい。

【意見】 (P35 意見㉖)

当システムの保守契約に関して、事前協議段階で 2 社以上から見積書を入手していることはチェックされているが、予算策定の根拠として採用された見積書には業務工数に関する部分が「ハード

確認書の記載を見直し、システムダウンの原因の詳細分析を基とする再発防止策を講じ得る仕組みを構築した。

平成 30 年度契約時において、工数×単価等による積算根拠が明記された保守契約見積書を入手した。

予実分析を実施し、適切な価格設定の実現を図る。

定期的なアクセス記録の確認を実施する。

情報セキュリティポリシーに基づき、定期的にパスワードを変更する。

次回契約時から、工数×単価等による積算根拠が明記された見積書を入手する。

次回契約時から、工数×単価等による積算根拠が明記された見積書を入手する。

維持管理作業一式 1 月 50,000 円」等と記載されているのみであり、工数×単価に関する情報が記載されていなかった。また、当該見積書では賃借料と保守費用も分けられていなかった。積算根拠が明記（工数×単価に関する情報が記載）され、賃借料と保守費用とが区分された見積書を入力し、実績報告と比較できるようにしておくことが望ましい。

4.8 県税運営システム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】 (P36 意見㉗)

県の公文書管理規程に基づいて各所管部署で作成される「公文書分類表」により、情報システムの仕様書や設計書などは 5 年で廃棄されている。当システムについても平成 3 年 4 月導入のため、開発時の文書の一部が廃棄されていた。しかし、システム開発時の文書は今後のシステム改修・更新・運用保守時において有用な情報となるため、文書保存期間を過ぎたとしても保存しておくことが望ましい。

【意見】 (P36 意見㉘)

当システムは特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を保有している。これら特定個人情報の取り扱いについては従来の個人情報より厳重な安全管理措置が求められており、当システムにおいては特定個人情報保護評価（全項目評価）を実施することにより、安全管理措置の強化を図っている。しかし、特定個人情報保護評価はあくまでも自己リスク評価であるため、その宣言内容に反したところで罰則等はとくになく、その実効性が担保しづらい面もある。

県においては、特定個人情報の適正な取り扱いに関する点検や監査等を定期的実施する仕組みが導入されているとのことであったが、例えば、現状の委託契約は、従来の個人情報の取り扱いに関する特記事項（旧版）の締結に留まっている。当システムの委託契約は、契約書本体の条項と特記事項（旧版）とを合わせると、個人情報保護委員会が公表している「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」の求めている内容を満たしているものの、今後は、県が平成 28 年 3 月に改正した特定個人情報の取り扱いに関する内容も含めた特記事項（新版）での契約締結が望ましい。現状においては、特定個人情報の取り扱いに関する内容の点検が十分行われていなかった。

4.9 校務支援システム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】 (P38 意見㉙)

当システムの開発・保守に係る見積書、平成 26 年度に実施した当システムの改修に係る見積書のいずれにおいても、作業工数の記載がなく、積算根拠の妥当性が検証できない状況であった。当該見積書を根拠として予算額や予定価格が検討されることから、積算根拠が明記（工数×単価に関する情報が記載）された見積書を入力することが望ましい。

【意見】 (P38 意見㉚)

当システムについては、教員が調達した USB メモリの使用が可能となっている。使用にあたっては USB メモリの中身を空にするよう呼びかけてい

システム改修・更新・運用保守時に有用な文書については、必要に応じ保存していく。

平成 30 年度の業務委託は、個人情報取扱特記事項（新版）にて契約を締結した。

次回契約時から、工数×単価等による積算根拠が明記された見積書を入力する。

USB メモリの使用に係る手続について、使用後において、中身が空であることの確認やその結果を記録する手続を追加する。

るが、確認手続は行っていない。なお、USB メモリは当システム端末 PC に接続することが可能であり、データを PC から出力する際には管理簿に記入し、校長の承認を得るという手続を取っている。しかし、USB メモリのスキャン確認が行われていない状態では、情報漏えいリスクを十分に低減できていないため、USB メモリの中身を確認し、その結果を記録するなどの手続を追加で実施することが望ましい。

【意見】 (P39 意見㉓)

学校では行事等の関係で動画や写真のデータが多く、それらのデータの管理・移動に外付けハードディスクを使用する場合があるが、当該外付けハードディスクについてアクセス管理等を行っていない。外付けハードディスクも USB メモリ同様、容易にデータを持ち運びでき、情報漏えいリスクがあることから、使用においては適切な管理体制を構築することが望ましい。

【意見】 (P39 意見㉔)

校務支援システム専用端末以外の PC を使用することは、原則として禁止されているが、申請すれば使用することが可能となっている。

申請を許可する際には、事前に性能等を確認するとともに、県が提供するウイルス対策ソフトをインストールすることを義務付けているが、現状はこれらのチェックまでは行っていない。そのため、学校が実際にウイルス対策ソフトをインストールしているか等について確認する体制を整備することが望ましい。

4.10 人事管理電算処理システム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】 (P40 意見㉕)

教育委員会における当システムについては、本庁のシステムにつながらないため、事前協議・事後評価等を行っていない。仕様の相談などは適宜情報政策課と行っているとのことであるが、他のシステムと同様に事前協議・事後評価等に関するルールを定めて運用することが望ましい。

【意見】 (P40 意見㉖)

当システムのバックアップは業者が実施しているが、仕様書に記載がないため、バックアップデータが滅失した場合や情報漏えいがあった場合などトラブル発生時の責任の所在が不明となる恐れがある。バックアップについては所管課の職員で実施するか、バックアップ作業も含めた適切な保守契約を締結することが望ましい。

【意見】 (P40 意見㉗)

当システム専用の USB メモリが 1 つあり、当システム専用端末から人事給与システム専用端末へデータを移行するときに使用している (職員の行政 PC へのデータ移行は、USB メモリでは原則できない仕組みとなっている。) が、当該 USB メモリについて使用記録はつけておらず、管理簿もない状況である。情報漏えい防止の観点から、USB メモリについて管理簿の整備や USB メモリの中身の消去確認を含め、受払管理及び保管方法のルールを定め、適切にセキュリティ管理をする必要がある。

【意見】 (P41 意見㉘)

当システムの ID は共有のものを利用しており、ログの取得も行っていない。不正アクセスや

外付けハードディスクについても、USB メモリと同様のルール及び手続を定める。

校務支援システム専用端末以外の PC の使用申請を許可する際には、県が提供するウイルス対策ソフトをインストールしているか等を確認した上で許可するよう手続を追加する。

平成 30 年 4 月に、事前協議や事後評価等に関して定めた「和歌山県教育委員会情報処理規程」を策定し、運用を開始した。

現契約においては、所管課職員で責任を持ってバックアップを実施することとし、次回契約からは、バックアップ作業も含めた保守契約を締結する。

適切なセキュリティ管理に向け、USB メモリの受払管理や保管方法のルールを定める。

共有 ID の利用について適切に運用を行うとともに、現行システムではアクセスログの取得ができないため、

情報漏えい等のリスクを伴う情報セキュリティ事故が発生した場合の原因追究等においてログの保存及び分析は非常に重要であるため、当システムにおいては、システム管理者が適切な期間ログを保管し、アクセスチェック等の分析を実施することが望ましい。

4.11 道路情報管理システム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】 (P42 意見⑳)

当システムについては保守契約が締結されておらず、何か不具合が発生した場合はその都度問い合わせを行い業者に対応してもらっている。

現状のように保守契約を締結していない場合、システムトラブルが発生した際の責任の所在が曖昧になり、システムの円滑な運用を阻害する恐れがある。そのため、保守契約を締結し、業者との責任の所在を明確にしておくことが望ましい。

【意見】 (P42 意見㉑)

当システムのバックアップは業者が実施しているが、前述のとおり保守契約を締結していないため、情報が外部に流出したり、不正利用されたりするリスクが大きくなる。

情報漏えいリスクを低減する観点から、バックアップについては所管課の職員で実施するか、バックアップ作業も含めた適切な保守契約を締結することが望ましい。

【意見】 (P42 意見㉒)

当システム受入時の県側のテストが未実施であった。和歌山県情報システム調達ガイドラインでは、システムの各テストにおける県側の関与度合いについて下記のとおり示されており、要求に見合った機能が適切に運用できるか等の検証を県側で実施すべきであった。

【結果】 (P43 指摘㉓)

当システム導入に係る事前協議において 5 社から見積書を入手しているものの、当システムの前協議において費用対効果の検証を実施していない。システム導入を検討する事前協議においては、システムに求める機能の分析等だけでなく、導入における費用対効果の検証も求められており、費用対効果の検証をすべきであった。

【結果】 (P43 指摘㉔)

当システムでは、出先(事務所)ごとに ID とパスワードを付与しているが、パスワードの定期的な変更は行っていないため、セキュリティ上、定期的にパスワードを変更する必要がある。

4.12 財務会計システム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】 (P44 意見㉕)

当システムについて業者から入手した見積書に作業工数や単価に関する記載がなかったため、工数・単価に関する情報が記載された見積書を入手することが望ましい。

5 全庁レベルにおける情報システムに関して発見された監査の意見

5.1 ICT 運営について

5.1.1 県の現状と今後の方向性【意見】 (P45 意見㉖)

ICT (インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー: 情報通信技術) 活用が、県の行政改革上の戦略や政策の実現にさ

定期的なパスワードの変更等によりセキュリティ管理を徹底する。

平成 30 年度中に、保守契約を締結する。

平成 30 年度中に、バックアップ作業を含めた保守契約を締結する。

総合的な検証のみならず、個別詳細な検証についても県側で実施する。

次期システム導入時の事前協議において、情報システム調達ガイドラインに基づき、費用対効果の検証を実施する。

情報セキュリティポリシーに基づき、定期的にパスワードを変更する。

次回契約時から、工数×単価等による積算根拠が明記された見積書を入手する。

ICT の活用については、情報政策課、財政課及び行政改革課が、業務効率化及び行政サービス向上等の観点から審査・提案するしくみを構築する。

らに貢献するためには、行政改革の視点をより多く取り入れた ICT 施策の策定・実行が求められるところである。県 ICT が全庁レベルの目標の達成に貢献するためには、組織のより幅広い戦略や政策の計画に整合した短期的及び中長期的な施策の策定・実行が行われる必要がある。

近年、ICT を活用した県民サービスや業務手続きの簡素化・簡便化の推進や各種情報システムの高度化によるサービス充実化が求められている。また今後は、県の働き方改革の推進においても、テレワークや AI・RPA の活用を含め、ICT 活用がより重要になってくる。しかしその一方、県の ICT 運営には以下のような現状が見られた。

- ・ 行政経営と ICT 施策の連携に課題がある。
- ・ 全庁的な課題に対して統制を取る組織機能と ICT を活用した有効な検討の対応に課題がある。

現状の情報政策課の機能は ICT 基盤やセキュリティ等の技術的な支援機能が中心であるが、上述 2 点のような現状課題を解消するためには、行政改革の視点をより取り入れた上で、行政経営や事業における ICT 活用を推進するために、行政経営と ICT の橋渡しを行う機能が別途必要となる。

既に、多くの都道府県や政令市では、以下のような目的のために、CIO (最高情報責任者) をトップとした ICT 運営体制が構築・常設されており、行政経営と ICT の連携強化を図っている。

① ICT 戦略・ガバナンスの推進

県の戦略や政策と整合のとれた ICT 施策を策定し、それら施策を実現するための ICT ガバナンス (統治の仕組み) を確立する。

② ICT 投資・コストの最適化

県の全体最適化の視点で ICT 投資の最適化を進めるとともに、メリハリの効いた ICT 投資が行えるよう不要・余分な ICT コストは適正化する。

③ ICT リスクへの対応

ICT 活用を通じて発生する情報セキュリティリスク (個人情報漏えい、システム障害等による業務停止等のリスク) を識別し、その対策を講じる。

情報政策課は、ネットワークやセキュリティ、システム開発・運用等に通じているが、一方で (一般職員には難解である) ICT を、経営や業務所管課の視点で説明するスキルや、業務所管課間で利害衝突の発生しやすい全庁的な ICT 施策や ICT 投資等を取りまとめるリーダーシップが求められる上記①②には十分な対応ができていない。上記③についても、全庁的な情報セキュリティ対策が業務所管課には十分には浸透・徹底していない。

(後述 5.3「情報セキュリティについて」参照)

5.1.2 中期計画について【意見】 (P46 意見④)

県において和歌山県長期総合計画が策定さ

また、情報セキュリティ対策については、今後も引き続き、毎年度、各所属の情報セキュリティ実務担当者に対する情報セキュリティ研修を行うとともに、所属内点検を実施する。また、所属内点検の結果を踏まえ、情報セキュリティ監査を毎年度実施する。

「超高速ブロードバンドや新たな通信技術・サービス

れており、「長期総合計画の実現」と「将来にわたる持続可能な行財政運営の確保」を両立するために、今後 5 年間（平成 29 年度～平成 33 年度）の行財政運営の方向性を定めた「中期行財政経営プラン」において、長期総合計画に掲げた将来像を実現するため、計画に掲げた目標の達成度を注視しながら、毎年度、知事をトップにした新政策会議をプラットフォームにした「新政策プロセス」において施策を創出している。この新政策プロセスに則り、各部局において具体的計画を策定し実行している。

和歌山県長期総合計画には様々な目標や施策が掲げられているが、それらを実現するために ICT がどのように貢献すべきか、という点が不明瞭である。例えば、情報政策課による中長期的な施策の一つである「超高速ブロードバンドや新たな通信技術・サービスの導入の促進」は具体的に、どのような目的で、誰が、何を、どのように、どのようなスケジュールで実施されるかが不明瞭である。県が積極的に関与し、進捗管理ができる施策を新政策プロセス等で具体化していくことが望ましい。

前述のとおり、例えば、今後は県の働き方改革の推進においても ICT 活用がより重要になってくる。情報政策課だけで新政策が完結しないよう、行政改革の視点をより多く取り入れた上で、行政経営や事業の改善に資する「超高速ブロードバンドや新たな通信技術・サービスの導入の促進」が計画され、また、ICT を取り巻く急激な環境変化にも十分に対応できるよう柔軟に見直しを行うことができる仕組みが必要である。

5.1.3 業務・システム最適化推進委員会について 【意見】 (P47 意見④)

県にとって重要なシステム投資を決定する業務・システム最適化推進委員会は、議論すべき事項が発生したときのみ招集することになっているが、直近では 1 年半程度開催されておらず、県や ICT を取り巻く環境が目まぐるしく変化していることを鑑みると、これらを定期的に開催する必要がある。県や ICT を取り巻く環境の変化に対応すべく、能動的に問題を提起し機能させるべきである。また、同委員会においては、行政改革課と情報政策課とが共同して、業務見直し・システム整備を同時に進めていくことが効率的であると考えられる。

県は現在、汎用機システムからオープン系システムへの全庁的なシステム変革期にある。汎用機からオープン系への移行自体は手段に過ぎず、オープン系への移行等を通じて解決すべき課題や方向性、得られる成果や具体的な取組み等に関する業務・システム最適化計画が、本委員会によって十分な審議を経て承認され、その後、当該計画に則り実行されているかの進捗状況等についても定期的に監視されるべきである。

5.1.4 シンクライアントに接続されていないシステムやサーバの管理について

の導入の促進」については、県内市町村へのベストプラクティス（成功事例）の情報提供など、県が積極的に関与し、新政策プロセス等で具体化していく。

情報政策課、財政課及び行政改革課が、業務効率化及び行政サービス向上等の観点から審査・提案する仕組みを構築する。

【意見】 (P47 意見④)

シンククライアントに接続されていないシステムやサーバについても、事前協議の中で情報政策課が審査し、納入時の検収や導入後の運営維持管理は各課が責任をもって対応すべきとされている。しかし、効率的に ICT が活用できるようにする、あるいは、情報セキュリティ事故等を未然に防止する観点からは、ネットワークやセキュリティ等に通じた情報政策課の担当者が、外部からの不正侵入等に備えるネットワークに関する技術的対策のみでなく、各課のシステムについても必要に応じてシステムの導入支援やサーバー（個人情報等）の管理状況のチェック等をより広く実施すべきである。庁内における責任の所在がどこにあるかは県民には関係なく、万が一の個人情報漏えい等のセキュリティ事故等が発生した場合、県は加害者の一旦を担うことになるリスクさえも、その際に被害を受けるのは県民である。これらを未然に防止すべく、庁内における責任の所在の如何に関わらず情報政策課を中心としたオール和歌山県でセキュリティ強化の対策を講じるべきである。

5.2 情報システムの調達・保守について

5.2.1 事前協議・執行前協議について【意見】

(P48 意見⑤)

情報政策課は事前協議や執行前協議において、庁内のシステム投資や PC やプリンタなどのシステム機器の購入案件に対して、ネットワークやセキュリティの技術的な観点から問題がないかを一元的に審査している。しかし、各課の情報システムに関する投資の調査の結果、効率性の観点からの審査が不十分であると考えられるため、費用対効果などの観点からの審査を強化すべきである。

- ・ 情報政策課は、既存システムの保守運用に関して、工数×単価の観点でのコストの妥当性の検証はあまり実施しておらず、また財政課ではその（ICT コスト特有の事項に関する）知見不足から情報システムのコストの妥当性を検証することは困難である。そのため、各システム所管課でのコスト削減に関する意識が薄くなり、業者の見積書を入手し、ネットワークやセキュリティの技術的な観点さえクリアすれば、比較的容易に支出が行われてしまうリスクがある。
- ・ 事前協議において業者からの見積書を徴してその内容を検討することとしているが、既存システムの保守運用に関する見積書の内訳では、作業項目の粒度が粗く、また明細ごとの工数×単価の積み上げ形式になっていないケースが多く見られた。システム所管課では当該見積書を入札時の予定価格算定の基礎資料としている。また、当該見積書を参考にして財政課による予算配分が行われている。第三者の専門家でも検証が行えるような、粒度が細かく、明細ごと工数×単価が明記された精度の高い見積書を徴すること

必要に応じ、システムの導入支援やサーバの管理状況のチェック等を広く実施していく。

情報システムの調達・保守については、作業項目ごとに積算根拠が明記（工数×単価等に関する情報が記載）された見積書を求めて、事前協議を実施するようにする。

また、情報政策課、財政課及び行政改革課が、業務効率化及び行政サービス向上等の観点から審査・提案する仕組みを構築する。

は、コスト削減につなげる第一歩であり、情報政策課は指導性を発揮すべきである。

- ・ とくに、新規開発・再構築、大規模なシステム改修で発生する一時経費や契約変更（金額増加）等については、（上述のような見積書の精査に留まらず、）情報政策課だけでなく CIO をトップとした政策審議や、行政改革、財政等も含めた業務・システム最適化推進委員会等で、当該調達について、技術面のみではなく、行政運営面からもその必要性及び費用対効果等の審査・承認を行う仕組みを整備・運用すべきである。

5.2.2 システム導入の事後評価について【意見】

(P48 意見④)

情報システム調達ガイドラインにおいては、システムを導入した年度末に、事後報告（事後評価）を実施することになっているが、実施されていないものがある。効果的・効率的なシステムが導入されたかどうかの検証のために、事後報告はルールに従い実施する必要がある。また、導入年度以降に保守コストも生じることから、評価については導入年度のみではなく、継続して定期的実施する必要がある。

5.2.3 システム受領の検収について【意見】 (P49 意見⑤)

検収は各システム所管課で実施することになっている。各課の検収の中には、発注先が提示する機能評価の確認に依存しており、各課がテストシナリオを主体的に検討しているとはいえ、ユーザ受入れ（検収）テストといえるほどの水準には達していないものもある。

情報システム調達ガイドラインには一定求められているが、とくに重要なシステム投資については、検収の精度をより向上させるために、情報政策課もユーザ受入れ（検収）テストに関与することが望ましい。

5.2.4 システム仕様書や設計書の保存について

【意見】 (P49 意見⑥)

情報システムが運用中にも関わらず、一部のシステムにおいて、当該情報システムの仕様書や設計書などが廃棄されている。システム改修・更新・運用保守時の利便性を考慮し、システム構築時の仕様書等は残しておくことが望ましい。

5.2.5 システムのバックアップについて【意見】

(P49 意見⑦)

情報セキュリティの可用性を高める意味において、情報資産のバックアップは非常に重要である。例えば、万が一ウイルス感染等によってシステム利用が不能となった場合においても、迅速にバックアップからシステム復旧できさえすれば、システム障害に伴う業務停止時間は最小限に抑えることができる。

しかし、職員の個人情報等の重要性の高い情報のバックアップが 1 箇所のみで保存されているケースがあるため、各システムの管理者は不測の事態に備え、費用対効果も考慮し

情報システム調達ガイドラインに基づくシステム導入後の事後報告（事後評価）を徹底し、導入年度以降の評価に繋げる。

検収精度の向上に向け、必要に応じ、ユーザ受入れテストにおいて情報政策課が関与していく。

システム改修・更新・運用保守時に有用な文書については、今後必要に応じ保存していく。

情報セキュリティポリシーに基づき、特に重要性の高い情報については、バックアップデータの副本化や保管場所の分散を行うなど、より厳重な管理を行うよう徹底していく。

た上で、これらバックアップデータの副本化や保管場所の分散（庁舎内・庁舎外）を検討するべきである。

5.3 情報セキュリティについて

5.3.2 情報セキュリティに関する実効性の不足

【意見】（P50 意見⑤⑩）

前述の 3.3 に見られる県情報セキュリティに関する実効性の不足は、一連の PDCA サイクルにおける C（チェック）、A（改善）の弱さがその一因であると推察される。

情報セキュリティに関する PDCA サイクルを回すための組織的対策として、情報セキュリティ基本方針に点検・監査に関する規定がある。例えば、情報政策課は情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、定期的に情報セキュリティ監査を実施することになっており、毎年度実施することが望ましい。また、所属内点検を毎年度実施しているが、前述の 3.3 を踏まえると、それらが十分機能しているとは言い難く、実効性を高めるための改善余地がある。

県は、総務省の「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」で示されている高度なセキュリティ対策に沿って、内外からの不正侵入に対しては庁内ネットワークはじめ様々な技術的対策を施しており、個別システムは当該ネットワークに組み込まれている。

しかし、各課の所管する個別システムにおいては、情報セキュリティ対策に関する不備が見受けられ、前述 3.3 で判明した ID、パスワード等の管理に関する情報漏えいリスクが存在している。とくに、個人情報のような機密性の高い情報資産に求められる ID 管理やユーザ認証、外付けハードディスクや USB メモリ等のような持ち運びのできる電子記録媒体の取り扱い等については十分な情報セキュリティ対策（コントロール）の実行は喫緊の課題であり、これらの実行を担保する仕組みの構築が求められる。

また、情報セキュリティに関する PDCA サイクルを回すための人的対策として重要な役割を担う教育・研修についても、毎年度実施されてはいるものの、前述の 3.3 を踏まえると、上記規定にある「情報セキュリティポリシーの職員等への浸透と情報セキュリティ意識向上」の目的が達成されているとは言い難く、実効性を高めるための改善余地がある。

6 総括

(1) 情報セキュリティ基本方針及び調達ガイドライン実現担保の仕組み【意見】（P51 意見⑤⑪）

県は情報セキュリティ基本方針の序文において、

「不正アクセス、コンピュータウィルスなどの外部からの脅威も日々増大かつ高度化しており、また内部職員又は業務受託業者による機密情報又は県民の個人情報の漏洩・悪用の可能性も皆無とはいえずセキュリティ管理の重要性が高まっています。」

と述べ、情報システム調達ガイドラインではその策定の目的として、

今後も引き続き、毎年度、各所属の情報セキュリティ実務担当者に対する情報セキュリティ研修を行うとともに、所属内点検を実施する。また、所属内点検の結果を踏まえ、情報セキュリティ監査を毎年度実施する。

情報システム調達ガイドラインの実現性の担保については、情報政策課、財政課及び行政改革課が、業務効率化及び行政サービス向上等の観点から審査・提案する仕組みを構築する。

また、情報セキュリティ対策については、今後も引き続き、毎年度、各所属の情報セキュリティ実務担当者に対する情報セキュリティ研修を行うとともに、所属内点検を実施する。また、所属内点検の結果を踏まえ、情報セキュリティ監査を毎年度実施する。

「今後も IT を活用することで行政サービスの高度化や業務の効率化・迅速化を図る必要がある一方、一旦システム化すれば継続的な経費を伴うことから、適正にかつ効率的に投資することで最少の費用で、最大の効果（業務効率の向上）を発揮するようなシステム導入が求められているところである。」

と規定している。

しかし、これらの規定の趣旨を実現するための枠組みに課題があると考え。情報セキュリティ及びシステム調達等に関する情報政策課と各所管の責任分担及び管理責任の範囲について見直しの検討が必要と考える。

情報政策課は事前協議段階において、主としてネットワークへの接続を含めた技術的な視点や見積書徴収等に関する手続的な視点等から審査を実施し、導入初年度末において導入月のいかに係らず事後的な効果検証を行っているが、システム導入価格の専門的な妥当性検証や履行検収時の技術的な検証は十分ではない。システム保守についても同様の状況にある。

各所管の担当者にとっては初めてのシステム導入になるケースも多く、情報システム独特の相場観も少なく、また技術的な面での検収能力が乏しい状況にあることを勘案すると、価格検証や機能テスト検証評価が各所管の担当者任せの部分が多く、最少のコストで最適のシステムを導入するという趣旨からすると、全庁的にその趣旨の実現担保ができていないとは言い難い。

また、システム導入後のデータ管理等のセキュリティ管理は各所管で行うことになっているが、情報セキュリティ基本方針等に基づいた運用ができていないかどうかのモニタリングは十分に機能していない。情報セキュリティ監査や研修を定期的に行うことになっているが、これも実効性に不足があり十分には機能していない。

情報政策課と各所管、行政改革課や財政課等が、どの程度、情報システムの導入や保守契約について、最適システムの導入や最小コストの観点、セキュリティの観点から関与すべきかについて、行政改革の視点も取り入れた上でこれら枠組み論に関し再度検討が必要と考える。

(2) システム導入・保守コストの妥当性検証の仕組み【意見】(P52 意見⑤)

情報システムの導入、保守コストについては、複数の事業者からの見積書を手入することが定められており、その規定を遵守することで競争に関する透明性の確保は図られている。当該見積書に基づいて予定価格等が算定され、調達が行われる。

しかしながら、予定価格等算定の重要な根拠となっている見積書については、

- ・ 導入・保守コストの内訳項目がない（あるいは粗い）
- ・ 工数や単価等の積算根拠がない（あるいは少ない）

といったケースが頻出しており、価格の妥当性検証をどのように行っているか外部監査の立場からは不明な場合が多かった。各所管へのヒアリングを通じて確認したところ、情報政策課が相談にのって助言した事例もごく少数であった。

情報システムの導入及び保守に当たっては、工数×単価等による積算根拠が明記された見積書の手入や実績工数の報告を求める仕組みを構築する。

履行検収においても、実際に要した工数実績を入手していないケースが多数あった。これでは、PDCA サイクルを回してコストを最適化する術がなく、各所管の担当者任せの交渉術に頼ることになりかねない。

システム導入・保守については、見積書徴収段階から工数単価等の積算根拠を明記したものを入手し、情報政策課の関与も含めた PDCA サイクルの仕組みを構築し、コストの最適化を図る全庁的な対応が必要である。

(3) 各所管レベルのセキュリティ管理の強化

【意見】 (P52 意見⑤)

県が保有する情報システムは、総務省の「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」で示されている高度なセキュリティ対策に沿って、内外からの不正侵入に対しては庁内ネットワークをはじめ様々な技術的対策を施している。一方で、個別システムの運用・管理については、情報セキュリティポリシーおよび関係規程等に基づき、各システムの所管部署でセキュリティ管理が行われている。県職員には、地方公務員法により守秘義務が課せられていることは前提となるが、前述 3.3 で示した以下の項目に関連する問題点があった。

- ・ 物理的アクセス
- ・ データのバックアップ
- ・ アクセスログの管理
- ・ ID、パスワード管理
- ・ USB 管理

各所管が扱うシステムやデータは高い機密性や完全性、可用性が求められるものが多く、漏洩事件が発生した場合の影響度が大きい。出先機関も含め、取扱いルールが浸透していなかったり、徹底されていない現状が見受けられ、早急に改善が必要と思われる。これについては、セキュリティ管理が各所管において情報セキュリティ基本方針等に基づいた運用ができていないかどうかのモニタリング機能が弱いことも一つの大きな原因である。

モニタリング方法を含め、セキュリティ管理を実効性あるものにするための方策を検討される必要がある。

行政経営への ICT 活用に係る中長期的なビジョンについて【意見】 (P53 意見⑥)

最後に、AI の進歩が今後どのようなようになるかは現時点で未知の部分も多いが、行政経営の中で ICT が果たす役割は今後さらに大きくなると思われる。

県の長期総合計画 (2017~2026年度) のなかで、情報通信技術の発達の恩恵を享受できる環境を整えるため情報通信基盤の整備を進めていく方向性と具体的施策が示されている。併せて行政経営の有効性向上の視点からも ICT 活用の中長期的なビジョンを示し、施策の方向性を提示すべきと考える。

各所管レベルのセキュリティ管理の強化に向け、今後も引き続き、毎年度、各所属の情報セキュリティ実務担当者に対する情報セキュリティ研修を行うとともに、所属内点検を実施する。また、所属内点検の結果を踏まえ、情報セキュリティ監査を毎年度実施する。

行政経営への ICT 活用に向け、情報政策課、財政課及び行政改革課が、業務効率化及び行政サービス向上等の観点から審査・提案する仕組みを構築し、施策の方向性を示していく。